

令和3年11月 8日

令和3年度安全標語

〔 優秀賞 〕

毎日変わる危険個所

毎日変えよう安全意識

作者 横 町 英 二 氏 (株大東)

いろいろな情報

○ 「秋季代表者研修会」が開催されました。

去る11月5日(金)、札幌グランドホテルにおいて、会員50名の参加を得て、恒例の秋季代表者研修会が開催されました。2年ぶりの開催となります。研修内容としては、北海道科学大学教授 亀山 修一氏をお迎えし『最近の学生の特徴と就活動向について』、詳細な資料を使いながらの熱心なご講話を拝聴しました。



定時総会の実施が決まる

○「一般社団法人札幌中小建設業協会定時総会」の実施について

新春 1 月 27 日(木)、午後 4 時より、札幌パークホテルにおいて、令和 4 年定時総会を開催することが決定いたしました。

また、新型コロナウイルス感染防止の為、昨年度は中止とした新春懇談会につきまして、12 月の定例役員会において、実施可能かどうか、判断をすることとなりましたので、お知らせ申し上げます。

安全管理現場研修会

10 月 15 日（金）、今年度の安全管理現場研修を実施しました。

新型コロナウイルス感染防止対策のため、昨年に続き、安全委員会委員による小規模での実施となりましたが、視察現場は、いずれも安全管理のレベルが高く参考となる現場となりました。

◎令和 3 年度安全管理現場研修スケジュール

実施日 10 月 15 日（金）午前 9 時 30 分～午後 3 時 00 分

1 午前 9 時 30 分出発

中央区北 1 条西 2 丁目経済センター中建協事務局参集、出発

2 ①土木部現場 午前 10 時 中央区大通西 12 丁目ほか

西 13 丁目線(大通北線～北 2 条線間)道路改良工事 開発運輸建設(株)

市担当；中央区土木部維持管理課

3 ②給水部現場 午前 10 時 40 分 手稲区曙 5 条 2 丁目

手稲区曙地区配水管更新工事その 11 No. 8-0738 (株)米山土建

市担当；西部配水管理課

4 昼食午前 12 時 00 分

5 午後 1 時 00 分出発

6 ③土木部現場 午後 1 時 30 分 東区北 11 条東 8 丁目ほか

北 12 条線(真駒内篠路線～光星 3 号線間)ほか 2 線歩道補修工事 (株)大東

市担当；東区土木部維持管理課

7 講評 午後 2 時 30 分 (中央区北 1 西 2 中建協事務局)

8 終了 午後 3 時 30 分

【講 評】

中村安全委員長挨拶

どの現場も問題なく施工していた。

次回は、会員や札幌市役所関係者と一緒に研修を実施したい。

① 西 13 丁目線道路改良工事（開発運輸建設㈱）

- ・現場事務所内、アクリル板、啓発ポスター設置などコロナ感染防止がきちんとされていた。

- ・重機オペと誘導員に同時通話無線機の使用は、安全第一でとてもよい。

- ・安全掲示板、工事標識が工夫されていた。



② 手稲区曙地区配水管更新工事その 11 No.8-0738（㈱米山土建）

- ・埋設物あり、架空線ありの表示があり、たいへんよかった。

- ・熱中症対策など体調管理がされていた。

③ 北 12 条線ほか 2 線歩道補修工事（㈱大東）

- ・すりつけの段差表示あり。

- ・終了したところもきれいな施工であり、摺り付けもきちんとされていた。

- ・安全施設は問題ない。

- ・商業施設、駅前であるが、安全は良好。

共通

- ・整理整頓されており非常に良かった。

- ・特に看板表示が工夫されていた。

- ・現場内が整然としておりきれいに片付けが行われていた。

特集 パワハラ防止措置について

(一社)札幌中小建設業協会
防犯推進部長 澤 里 泉

職場におけるパワハラ防止措置義務化迫る

1 中小事業も完全実施

令和2年6月1日に労働施策総合推進法及び関連法が改正施行され、職場におけるパワーハラスメント（以下パワハラ）防止措置が事業主の義務となり、大事業主は施行と同時に義務化となっています。

中小事業主は猶予期間が設けられ、これまで努力義務となっていましたが、令和4年4月1日からは完全義務化となりますので、事業主は早めの対応準備が求められます。

2 パワハラとは

次の3つの要素を全て満たすものが職場におけるパワハラとなります。

- (1) 優越的な関係に基づいて（優位性を背景に）行われること
同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係など職場内の優越性を背景としておこなわれるもの。
- (2) 業務の適正な範囲を超えて行われること
社会通念に照らし、言動が明らかに業務上必要性ない、又はその態様が相当でないもの。
- (3) 身体的もしくは精神的な苦痛を与えること
言動により身体的又は精神的な苦痛を与え、就業環境が不快となり、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等、労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じること。

3 代表的な言動類型

類 型	具 体 的 な 行 為
身体的攻撃	暴行、傷害
精神的攻撃	脅迫、暴行、侮辱、名誉毀損、ひどい言動
無視など	人間関係からの切り離し（隔離、仲間はずし、無視）
過大な要求	業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害
過小な要求	業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えない
個人の侵害	いわゆるプライバシーに過度に立ち入ること

4 パワハラが当てはまる具体的ケース

クビにするぞ	解雇に合理的な理由がないのに解雇すると脅す
ミスを追求する	些細なことにも関わらず必要以上に指摘する
残業を強いる	時間内ではとても終わりそうもない仕事を押しつける様なサービス残業を強制する
無視・仕事を与えない ・陰口	話しかけても無視したり仕事を一切与えない。新年会に呼ばない等無視。 陰口、悪口
飲酒の強要	飲み会への無理強いや断ったときの不利益
作業の強要	本来の業務と無関係の作業を強要する（職場八分）
セクハラ行為	いわゆるセクハラ行為

※ これらの言動は受け取る側によって良否が決められるものです。

5 事業主及び労働者の責務

事業主及び労働者の責務が法律上明文化されてます。

(1) 事業主の責務

- ・ 職場においてパワハラを行ってはならないこと等、これに起因する問題（以下ハラスメント問題）に対する労働者の関心と理解を深めること
- ・ 雇用する労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう研修する等、必要な配慮をすること
- ・ 事業主自身（法人の場合は役員）がハラスメント問題に関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うこと

(2) 労働者の責務

- ・ ハラスメント問題に関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に注意を払うこと
- ・ 事業主の講じる雇用管理上の措置に協力すること

6 事業主が講ずべき義務

事業主は次の措置を講じる義務があります。

(1) 社内方針の明確化と周知・啓発

- ・ 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、周知・啓発すること
- ・ 行為者に対して厳正に対処する旨の方針・対処内容を就業規則等の文書に規定し、周知・啓発すること

(2) 適切に対処する体制整備

- ・ 相談窓口をあらかじめ定めて周知するとともに、相談窓口担当者が相談内容や状況に応じて適切に対応できるようにすること

(3) パワハラ事案への迅速・適切な対応

- ・事実関係を迅速かつ正確に確認し、速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと
- ・事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うとともに再発防止に向けた措置を講じること

(4) 相談者への不利益な取扱いの禁止

- ・相談者、行為者等のプライバシーを保護するための必要な措置を講じ、その旨を周知すること
- ・相談したこと等を理由に解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、周知・啓発すること

7 パワハラ防止の重要性

パワハラは労働者の就業意欲の低下や精神的な障害、離職率の上昇等を引き起こす行為です。

またパワハラは、行為者にとどまらず、パワハラを放置した企業も社会的なイメージを失墜することになり、ひいては業績悪化に繋がる可能性があります。

企業防衛を図る意味でも企業義務に努めることが強く求められます。

最 近 の 会 議 か ら

○ 10月定例役員会について

去る10月26日(火)、定例役員会が開催予定されました。議事の詳細につきましては、下記のとおりです。

1. 札幌市との意見交換会について（柿沼建築技術委員長報告）
2. 安全管理現場研修について（中村安全委員長報告。緊急事態宣言下のため小規模実施。講評等の詳細は本号にて掲載。）

*安全管理現場研修にご協力いただいた㈱大東様に、大井会長より、感謝状をお渡ししました。



3. 秋季経営者・代表者研修会について(角川事業委員長説明)
4. 定時総会までの業務日程について(事務局説明～併せて役員改選期の変更について説明)
5. 自民党重点政策要望事項について(事務局説明)
6. その他
 - ・上半期会計監査のあらまし(事務局説明～併せて事故整理会計の取扱いについて説明)
 - ・令和4年度定例役員会開催予定日時一覧等資料配布

会 員 の 動 向

○ 会員の代表者変更

株式会社 和泉組

(新)代表者 金戸 淳一

(旧)和泉 輝彦

○ 会員の住所変更のお知らせ

中立工業 株式会社

〒063-0012 札幌市西区福井 475 番地 1

TEL011-661-5666

FAX011-664-7666

○ 会員の住所変更のお知らせ

株式会社 花井組

〒063-0038 札幌市西区西野 8 条 5 丁目 7 番 18 号

TEL011-662-2326

FAX011-662-2342